三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町・会津美里町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市大字下東山字舟ヶ沢六二六八の二七、六二六八の三一から六二六八の一四一まで、上山市狸森字大コロシ山二九六七の二、二九六七の四、二九六七の五、二九六七の三五から二九六七の三八まで、天童市大字下荻野戸字南沢一九四三の一八、一九四三の二三から一九四三の二六まで、一九四三の二一、一九四三の二二、字仲沢一九四四の一、一九四四の二、字北沢一九四五の二〇三から一九四五の二〇六まで、字滝ノ沢一九四六、村山市大字**楡**山字熊倉四六〇二の一、字袖**廻**四六〇二の二、四六〇二の四から四六〇二の六まで、字下撫四六〇二の三、四六〇二の七から四六〇二の一四まで、尾花沢市大字延沢字離島三五七三の一から三五七三の一三まで、大字丹生字槙木沢二六三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、大字下柳渡戸字竹ノ子沢八三八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大コロシ山二九六七の二、二九六七の四、二九六七の五、二九六七の一三から二九六七の一六まで、二九六七の三五から二九六七の三八まで
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
香川県東かがわ市入野山字上末国二一九一、二四三〇
(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
香川県さぬき市大川町南川字辻当一五八八の四、一五八九の二、一六二一、一六二二の一
(三)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
香川県小豆郡土庄町肥土山字向山乙二、小豆島町中山字市坂四九二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年六月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県多久市北多久町大字小侍二七四四の一、二七四五の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　二年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体　二六〇円）　（配送料別）